

令和3年度 第2回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和3年10月4日(月)午後6時～8時

会 場 武蔵野市民会館集会室

出席委員：諸橋会長、小林副会長、生駒委員、伊藤委員、大田委員、小澤委員、
栗原委員、武田委員、中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、
三上委員 (WEB参加)、渡辺委員

説明員 人事課長、産業振興課長、子ども子育て支援課長、
子ども家庭支援センター担当課長、男女平等推進担当課長

傍聴者 なし

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 第1回審議会議事録の確認

(2) 第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて

- ・基本目標Ⅱ「生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち」
- ・基本目標Ⅲ「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」

(3) 第四次男女平等推進計画事業実績の評価について

- ・基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育むまち」
- ・基本目標Ⅳ「男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち」

(4) その他

4 閉 会

■議題 (1) 第1回審議会議事録の確認

【会長】各自確認し修正があれば事務局に連絡して欲しい。

■議題 (2) 第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて

【会長】第四次男女平等推進計画の基本目標のⅡとⅢに関連して、人事課、産業振興課、子ども子育て支援課、子ども家庭支援センター、男女平等推進担当課長から実績の報告をお願いします。

【人事課長】資料2により説明。特定事業主行動計画の後期計画が令和2年度からスタートしており、男性の育休取得率60%以上が目標のところ令和2年度は63.

6%。女性は毎年100%。男性も1年程度取得する職員が出てきている。

推進状況調査報告書の人事課関連を説明。9ページの27番、28番に、「タイムマネジメント力の向上」「働き方の見直し促進」とある。年次有給休暇の取得や超過勤務縮減促進は継続的な課題。超過勤務の時間は、他市よりも若干多い状況が続いている。令和2年度は、10時間程度減少して202時間であった。コロナの影響で実施できない事業があったり、国の要請などで早目の帰宅を促したことなどが減少した理由。一方でコロナウイルスへの対応など業務が増えている状況もあった。

14ページの女性の管理職登用の推進に関して。10%程度と大きく変化はない。研修を案内したり、管理職試験を受ける意欲を持ってもらうような形を整えていくことが大事と考えている。

【会長】 ありがとうございます。次に産業振興課、お願いします。

【産業振興課長】 推進状況調査報告書の16番、5ページ。事業者向けのワーク・ライフ・バランス講座。「60歳からの、ワーク&ライフ充実術！」という講演会を収録して動画配信した。

8ページ24番は動画配信と同内容。25番は東京都、東京しごとセンター、ハローワーク等からのチラシの配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載で、これら関係機関が行うイベント等の情報提供をするもの。

15ページの47番、「就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援」は、東京しごとセンターと共催で託児つきの女性向けの再就職セミナーを実施した。また三鷹市やハローワークと共催で、託児つきの就労セミナーや面接会等を実施した。毎年実施しているが、コロナの影響で回数は半減した。48番「地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援」では、創業融資に関する情報提供や事業費の助成など支援を行っている。総合的な人材確保養成機関である地域包括ケア人材育成センターにおいて、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供した。

28ページ、86番「消費者被害の防止対策の推進」。消費生活センターで主に市民からの電話相談を、1,000件以上受けている。また、市内の施設等に出向いて、悪質商法被害防止の説明や講座なども実施している。リーフレットは9月下旬に全戸配布している。街頭キャンペーンはコロナのため中止。

【会長】 ありがとうございます。次に子ども子育て支援課、お願いします。

【子ども子育て支援課長】 令和3年度に子ども政策課と子ども家庭支援センターを統合して子ども子育て支援課ができた。子ども家庭支援センターは課の中の係という位置づけ。まず子ども家庭支援センター以外の部分について説明する。

16番「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施」、産業振興課等と共同で動画配信を行った。令和3年度はすくすくナビという情報サイトなどでワーク・ライフ・バランスの関連情報を発信していく。

18番「男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援」。令和2年度はコロナ禍で講座は中止にしたが、地域の子育て拠点などでは男性の参加があった。令和3年度も地域の交流の場や子育て支援団体等の活動を、男性も参加できるように支援をしていく。

29番「子育て支援施設の整理」。第五次子どもプランに記載されており、子育て支援施設、拠点を整備するもの。コロナの影響により具体的なスケジュールを決められなかったが、他市事例の調査や実施方法の検討をしている。

31番「子育て支援団体の育成支援と連携強化」。スタッフ向けの研修など。コロナ禍で、オンライン活用、回数削減、参加者の限定など工夫をして実施した。一部中止したものもある。

32番「ファミリー・サポート・センター事業の実施」。コロナ禍で、子どもの預かりなどは進まなかったが感染症拡大防止に努めながら実施した。ファミリー会員、サポート会員ともに少しずつ着実に伸びている。令和3年度も感染拡大状況を踏まえつつ、事業周知や会員獲得を図っていく。

【会長】 ありがとうございます。次に子ども家庭支援センターお願いします。

【子ども家庭支援センター担当課長】 資料3について。(1)相談件数は令和2年は2,356件。前年比で件数が減った一方、夫等の暴力いわゆるDVの相談は件数が増えたところが特徴的。相談件数が減ったのは、コロナの関係で外出を控えたり、パートナーが家にいるため相談に出て来られないということがあったのではないかと考えている。また、男女平等推進センターで平成29年度から女性総合相談等が開始され相談窓口が増えたこともあり、子ども家庭支援センターには一般的な相談よりも、身の振り方や処遇など具体的対応に関する相談が増えてきた。

DV相談が増えた要因は、年度当初の特別定額給付金の関連。DVの事情により、住民票等を動かさずに市内に居住している方は、本市の相談記録が必要とされた。そ

れが相談件数増につながった面もある。

高校、大学、専門学校への進学時の貸付金の相談が減ってきた。国の制度が充実してきたため市の制度の利用が減ったと考えられる。

(2) 緊急一時保護。令和2度は世帯数、人数とも多かったが、コロナのため増えたという印象はない。住民でなくても市内で被害が発生すれば対応する。そのような件数が多かった。

33番「子ども家庭支援センター事業の機能の充実」。今年4月に子育て世代包括支援センターを整備し、健康課や0123施設との連携体制を構築した。

37番「産前・産後支援ヘルパー事業の実施」。令和2年度の利用者は減少した。令和3年度は利用期間を産後90日から6か月に拡充した。ファミリー・サポート・センターが6か月から使えるということで、大田委員からもご意見をいただいていた。

51番「配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止」。相談件数減だがDVの相談対応はできていた。

57番「配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障」。翻訳機を購入するとの計画だが、購入せずに外国語ができる相談員や国際交流協会の協力を得て対応した。

70番、71番。職員の研修関連はコロナで中止になったものなどがあつた。

【会長】 ありがとうございます。次に男女平等推進担当、お願いします。

【男女平等推進担当課長】 16番「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発」。「女性のための再就職支援セミナー」をしごと応援テラス多摩ランチと共催で実施したほか講演会を収録して動画配信を行った。

17番「ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載」。情報誌「まなこ」109号で、地域で活躍する男性を取り上げた。

20番「まなこや男女平等推進センターヒューマンあいを活用した男性の地域活動に関する情報提供」。「まなこ」は先ほどのとおり。また「夫婦で家事シェア！」という講座を実施した。

24番「両立支援に関する事例紹介や情報発信」。女性のための再就職支援セミナー&個別相談会を実施し、両立支援や女性活躍推進への意識啓発を行った。

44番「市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上」。庁内の推進会議、課長級の会議において、女性委員の参画状況について確認し、庁内に向けて事務連絡で参画の促進を依頼した。

47番「就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援」。「女性のための再就職支援セミナー」や、ハローワーク、都のしごとセンターが実施する講座などの情報提供をした。

52番「若年世代への意識啓発」。成蹊大学と共催で、デートDVに関する公開講座を実施した。デートDVカードを成人式で配布する等、意識啓発を行った。

53番「女性に対する暴力をなくす運動の実施」。パネル展示や、啓発講座等を実施した。

54番「まなこにおける広報」。「まなこ」に相談窓口を掲載した。110号では、「コロナ禍で露呈した日本の弱さ」という記事で、女性の被害者支援に携わる相談員の記事を掲載した。

55番「女性総合相談窓口の実施」。女性総合相談、法律相談を実施した。

56番「配偶者暴力に関する相談体制の整備」。子ども家庭支援センター相談員等と必要に応じて情報共有している。

58番「配偶者暴力に関する相談窓口の周知」。相談カードを更新して配布したり市役所内の電光掲示板で相談窓口の周知を行った。

59番「男性のための相談」。都ウィメンズプラザの男性相談の情報提供を行っている。

60番「相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり」。子ども家庭支援センターなどと事例共有や対策についての話し合いなどを行っている。

66番「子どもに対する心理的援助」。女性総合相談の中で子どもにかかわる内容も含めて相談や情報提供を行っている。

72番「配偶者暴力相談支援センターの機能充実」。子ども家庭支援センターと連携するほか、女性総合相談や法律相談の実施、啓発などに取り組んでいる。

73番「性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発」。「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、セクシュアル・ハラスメントに関する図書展示などを行った。

81番ひとり親家庭の自立支援や孤立化防止のために、相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討することについて、「子育てママのための社会学&コーチング講座」などを実施し、講座参加者のフォローとして希望者にはメルマガを送るなどしている。

【会長】 ありがとうございます。基本目標のⅡとⅢについて各担当から説明があった。質問や御意見はあるか。

【委員】 27番の人事課の関連部分だが、超過勤務時間が減らないことについては昨年の審議会でも、実効性の高い取組を検討してくださいと評価に書かれていた。状況をどのように分析し改善策や代替案を検討しているか。

【会長】 ではお願いします。

【人事課長】 人事制度や職員個人の創意工夫はかなり進めてきているが限界があると感じている。例えば、この間、超勤の時間を21時までにするリミット21や、会議は1時間以内、資料はA4で1枚にするチャレンジ1という取組を行っている。また、水曜日を全庁一斉定時退庁日にしているが、これらの取組を徹底するのが難しい。今、特定事業主行動計画推進委員会の専門部会で具体的な対策を検討している。抜本的には仕事自体を減らさないと難しいが、ICT技術を活用して業務を効率化することも有効だと考えている。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 今の関連で。特に超過勤務時間が多い部署があると聞いた。そういう部署に人を多く配置するやり方もあると思うがどうか。

【人事課長】 今はコロナのワクチン接種の関連部署に人数を多く配置している。今後も個々の職場の状況を見ながら配置をしていく。

【会長】 定年や死亡以外の離職率。令和2年度の30代女性が3.1%で若干高め。何か原因はあるか。資料2のところ。

【人事課長】 特にこれという理由はない。

【会長】 いつもこの年代が多いのか。

【人事課長】 そういうことはない。

【委員】 今のところに関連して。

【会長】 はい。

【委員】 1つ目は、配偶者同行休業を取得している人はいるか。2つ目は、配偶者の同行休業を国内でも認めることについてどうか。

【人事課長】 1つ目、配偶者同行休業を取得している職員はいる。2つ目、国内での配偶者同行休業の制度は考えられなくもないが、法制度上の問題でもあり、具体的に検討はしていない。

【会長】 決して多くはないが他世代と比べると微妙に多い。能力をつけて辞められてしまうのはもったいないので、後で戻ることができるなどの制度ができるといいと思う。ほかにいかがでしょう。

【委員】 子ども家庭支援センターの担当部分について。昨年度はコロナ禍の影響で女性からの相談が増えていると想像するが実際はどうか。また相談の内容にコロナの影響が表れているのか。そして、相談に例年と違う傾向が見られたとするならそれに対して特別な対応をしたのか。

【会長】 いかがでしょうか。

【子ども家庭支援センター担当課長】 子どもと接する時間が長くなったり、配偶者が在宅勤務なので家事がやりにくいなど、些細なことに起因する家庭内不和、自分自身やお子さんの不調についての相談が増えた印象はある。

また、在宅勤務の配偶者が育児をサポートしてくれたという声や、家族で過ごす時間が増えて良かったという声もあり、マイナス面だけではない。

パートナーが家にいて電話や外出がしにくく、相談をしにくいという人もいる。感染を恐れて外出や来客を怖がり、ヘルパーが来るのも怖くて支援が難しくなった家庭もあった。無理に訪問したり来所してもらうこともできない。また本当に怖いのか、会いたくない口実なのか分からないこともある。東京都や国がラインでDVや虐待の相談などをやっていたので、そのように広域のところで受けたものを、必要に応じてつないでもらうという対応をしていた。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 いいでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 コロナ禍で経済的に女性は自立できなくなっている、この問題が一番大きいと思う。経済的なDVもある。雇用を打ち切られている。格差の広がりが見えてきた。その中で、再就職セミナーや、仕事応援プランなどをやっているが、型通りな感じでいま一步進んでいないように感じる。効果や実態はどうか。

【会長】 産業振興課や男女平等推進センターの担当と思うがどうか。

【産業振興課長】 実態は我々もつかめていない。ハローワークの就職セミナーの参加者募集までは行なうが、その方が実際就職できたかどうかという、事後フォローまでは追っていない。創業支援のほうは、産業振興課で創業相談窓口を持って実施し

ている。女性の創業希望者が増えており、実際に起業される方もいる。子育てを機に会社を離れたあと、趣味の料理や手仕事を仕事にするというような例がある。

【会長】 ありがとうございます。男女平等推進センターはどうでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 個別相談会の相談内容は御紹介できないが、例えば、女性総合相談などで、経済的に自立できないので離婚をためらうなどの内容はある。

【会長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

【委員】 今は派遣社員を1か月間、試しで派遣してくれる。

【会長】 1か月試用期間のようなことか。

【委員】 はい。1か月給料を相手が持つ。都内の会社から、就職支援と思う。

【委員】 ひとり親で無職になりましたという人には事業立ち上げの支援は違う。無職になった場合に、早期に把握できるような制度や支援できる仕組みがあると親子で安心と思う。

【産業振興課長】 産業振興課の創業相談では家庭の事情までは伺っておらず、ひとり親かどうかは把握していない。

【子ども家庭支援センター担当課長】 うちで母子・父子自立支援もやっている。8月の児童扶養手当の現況届の際にコロナの影響についてアンケートを取った。影響があったと答えた方はパート・アルバイトの方が多かった。

最近は労働者不足であり、また仕事探しもネットでできるので就職相談は減っていた。しかしここに来てハローワークできちんと就職活動をする人も出てきた。うちも相談があれば、話を聞き、週どのくらい働きたいなど希望を聞いてハローワークの担当につないでいる。また、生活が苦しいということなら、生活困窮者の自立支援の紹介をしている。社協の貸付などを受ける人が多かった。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 行政というのは市民から見れば、安心して頼れる大きな存在。経済的に自立できなくなっている人に情報が届き、相談や支援につながる機会が増えるようにオンラインを活用することを検討する状況になっているのではないか。

【会長】 アプリの開発など市から積極的に困っている人たちに情報が届くようなICTの活用が望まれるところだと思う。

【委員】 産前産後事業のヘルパー事業の実施については、いろいろな経緯がある

中でとてもよく対応していただいていると思う。委員に補足で説明してほしい。

【会長】 では、お願いします。

【委員】 何年も言い続けた成果が、やっと少し現実になってきた。今年ふだんやっているファミサポさんの講座にプラスして、0か月から6か月までの赤ちゃんを見られる人を増やす目的でステップアップ講座を実施した。コロナが落ち着けばさらにステップアップした講座や、産後ケアの見学などを通じて実践的なケアを学んでもらえると思う。

【会長】 ありがとうございます。補足いただいて。ほかはいかがでしょうか。

【委員】 DVについて加害側へのアプローチというのは何かあるか。未然に防止するということは書いてあるので、いいと思ったが、例えばLINEとかで匿名性を確保した上で、加害者側が簡単に相談できるような窓口などはあるか。

【子ども家庭支援センター担当課長】 市の相談員は基本的に婦人相談員。加害者と接触するのは危険なのでできない。東京都や民間でやっているところはある。

児童虐待の場合は、加害者が母親でも父親でも会って話をするが、プログラムを受けてもらい改善するところまではやっていない。課題の一つと考えている。

【会長】 ありがとうございます。加害者向けの啓発や教育、セミナーのようなものは大事になってくると思う。

一般的にAとBの評価が多くいい成績。それなりに推移している感じだ。

事業の参加人数が書いてある場合と書いてない場合とがあるが、書けるものはなるべく入れていただくと良いと思う。

あとウェブを活用した事業が増えているが再生回数やフォロワー数などがある程度分かるといいと思う。今後の課題と思う。

【委員】 資料3だが、令和2年に夫の暴力(DV)が398件。夫の暴力の件数が多いように思うが相談室で受けていて、そのようなことは感じるか。

【子ども家庭支援センター担当課長】 件数は実人数でなく回数。同じ人に複数回対応すれば件数としては伸びる。令和2年度はそういう方も多かったことが一つと、先ほどご説明した、特別定額給付金の関係で相談が増えたところもある。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 1回だけで済まない人もいるから、実件数と延べ件数と両方あってもいいのかもしれない。でもそういう統計を出すのは大変。一人5回までに制限するとい

う他市のセンターもあった。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ヒアリングにご出席いただいた課長は御退席ください。ありがとうございました。

(ヒアリング出席の各課長退席)

■議題（３）第四次男女平等推進計画事業実績の評価について

【会長】 それでは、第四次の計画の事業の基本目標のⅠとⅣの評価について、事務局をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 最初に、前回いただいた質問にお答えする。前回の資料9で女性総合相談・法律相談を知っている人の割合が、平成29年の16.7%に※5がつけられているのに、令和2年度末の現状値16.7%には※1がついているのは間違いではないかのご質問があった。結論から言うと間違いではない。平成29年には女性法律相談はまだ実施していなかったため女性総合相談のみを知っている人の割合を入れたということを示しているのが※5。令和2年度の数字は、平成29年度の市民意識調査の数字をそのまま入れているという意味を示しているのが※1。よって記載に間違いはない。

【会長】 ありがとうございます。では次に資料4についてお願いしたい。

【男女平等推進担当課長】 資料4は、前回の資料11「武蔵野市男女平等推進計画推進状況調査報告書」の指導課の事業、13番の記載に誤りがあったため訂正をしたもの。

【会長】 質問等は後で伺うので続けてお願いしたい。

【男女平等推進担当課長】 では続ける。資料5は「令和3年度男女平等推進審議会評価（令和2年度実績分）」で、評価のたたき台として基本目標Ⅰと基本目標Ⅳについて作成した。

ヒアリングや前回の資料11の進捗状況調査報告書の個別事業の事業実績や評価等をもとに作成した。

基本施策1-1「男女平等の意識づくり」と基本施策1-2「男女平等教育の推進」は昨年と大きく変動する部分がないため○とした。

基本施策1-3「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」のうち、施策「(1)性の多様性に関する理解の促進」は、昨年は◎だったが今年は○とした。図書館や男

女平等推進センターで性の多様性に関する図書展示を行ったが、予定の人権週間ではなく、別時期の実施になった。

施策（２）「性的マイノリティー等への支援」では、性的マイノリティーについて学ぶ研修等はなかったが、性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」の面談での実施を開始したこと等を考えて○とした。また、学校で個別的支援だけではなく、授業や校則なども含めた、全体的な取組もやっていったほうが良いというご意見があったので講評にその内容を入れた。

基本施策４－１「計画推進体制の整備・強化」は内容的にはあまり大きな変化はなかったもので、前回は基準とした評価にした。

基本施策４－２「男女平等の視点に立った表現の浸透」は、市民向けにメディア・リテラシーについての講座を実施したが、表現のガイドラインはできていない。総合的には△とした。

【会長】 ありがとうございます。基本目標ⅠとⅣに関して評価表をつくっていただいた。これが資料５。それから資料４は指導課関連の修正で、性的マイノリティーに限らず、スクールカウンセラーや市の派遣委員、派遣相談員と連携して、個別的支援を行ったということだ。何かご質問やご意見等あるか。

【委員】 資料４の、訂正した部分でないところですが、前回の審議会で、「性同一性障害」という表現が適切かという話があったが、今回そのままになっているのは何故か。

【会長】 ありがとうございます。分かりましたら、お願いします。

【男女平等推進担当課長】 性同一性障害という文言については、都の教育指導要領の表現になっているが、市としての方向性や基準があれば変えていくのが良いと思うという話が指導課からあった。これは時間のかかることであり今回の報告書をすぐに直すことは考えていない。講評に性同一性障害という表現については今後検討することが望ましいという趣旨で記していきたい。

【会長】 すぐはできないとは思いますが、今後の検討事項ということで。

【委員】 表現ガイドラインが進んでいない印象がある。いつまでに何をやって、いつ完成させるというところを詰めて、私たちに振っていただければ、具体的な意見を言える。そうやってガイドラインがつくれれば良い。

【男女平等推進担当課長】 パートナーシップ制度が来年４月１日から始まる。そ

の前後に、何らかの形で、これは市民向けの周知も含めて、作成したいと思っている。

【委員】 他市のガイドラインを検討するという事で四、五年たっている印象。いつまでにどうやってガイドラインを仕上げるということを決めていただいた上で、他市のガイドラインでどういうものがあるのかということも、共有させていただいたら、ここはいいとか、これはもうちょっとこうしたほうがいいのかという意見もお話しできる。何とかもう少し具体化したものを見せていただけたらと思う。

【会長】 お願いします。

【市民活動担当部長】 昨年度、何かできないかと広報課と一緒に模索していたが、考えに食い違いがあり、うまくできなかったところがある。今後しっかりやっていきたい。

【会長】 どうぞ。

【委員】 先ほど男女平等推進担当課長から、東京都の教育指導要領というお話あったが、正しくは教育指導要領ではなく東京都の人権教育プログラムだ。男女平等もLGBTQも人権課題ということで扱っており、都の教職員全員が見ている。メディア・リテラシーの向上という中で、武蔵野市独自の言葉を使っていくのであれば、しっかり教員にも周知をしていただかないといけない。市立学校にいる教職員は東京都の職員などなので、異動で市外から来たり市外に出たりする。周知を図ることが必要になる。

【会長】 ありがとうございます。

いずれにしても、講評のところにプラン・ドゥなどを入れていただくと審議会として話し合いやすい。もう少し具体的な厚みを増していただければ。特にメディア・リテラシーの向上のところはもう少し書き込んでいただいて、いつまでにというのは入れにくいかもしれないが、プラン・ドゥぐらいは入れていただくといいと思う。

ほかにご質問等あるか。

【委員】 講評の部分は、委員の皆さんにご質問いただいたこととか、ここが気になるといったようなことを、盛り込んでいく部分。評価が○か◎かということは別として、こういう言葉を残したいということが最終的な評価に示せるようにご検討いただきたい。

【会長】 ありがとうございます。

今ほど出た、性同一性障害とかLGBTという言葉に関して、新しい用語が次から

次へと出て増えていくし、変わっていくし、概念は変わっていくしで大変。追い切れないところもある。

【委員】 多分、来年から「性同一性障害」という言葉は変わる。「性別不合」という言葉が、翻訳語としては日本で広く使われていくことになると思う。WHOの国際疾病分類が来年から実行されることになるので、「性同一性障害」という言葉は使われなくなっていく。こういう所で使うときに「性別不合」も使っていくことになる。性的指向や性自認に関わる課題とか、そういう包括的な言い方になると思う。そういう支援に取り組んだとか。ただ、そもそも国が「性同一性障害」という言葉を使い、法律にもそれが使われているので、都もそれに準じていると私は理解をしている。戸籍の性別を変える法律が、どういうふうになるか分からないが、医療機関や、福祉機関、教育機関では多分来年、2022年から言葉は変わると思う。

【会長】 最新情報をありがとうございます。はいどうぞ。

【委員】 メディア・リテラシーという用語の使い方について、自分の理解と違う。マスコミのいろいろな情報の中から正しい情報を取るとか、フェイクニュースにだまされないといったことがメディア・リテラシーであって、SNSのルールというものと合致はしていないと理解している。すでに議論が尽くされた上での用語の使用と推察するが、取りあえず指摘だけさせてほしい。

【会長】 ありがとうございます。メディア・リテラシーは一般的に、通常のマスメディアも含めた読み取り能力、基本的な読み取り能力と言っていいと思う。あるいはそれを、取り組む運動なども含めるが、SNSもはやマスメディアに代わって浸透し、SNS上でのフェイクニュースやジェンダー表現などが問題になっている。テレビや新聞というよりも、今やICTのほうにメディアはシフトしているので、メディアをSNSまで広げて、そちらの使い方や読み解きの能力というふうに、シフトしてきたのではないかと思う。通常のマスメディアのリテラシーなのか、ICTの使いこなし能力なのかは、両方ではないかと思っている。

【委員】 メディア・リテラシーという言葉の理解自体は今おっしゃったとおりで、教育のところでSNSルールがそれほどフィットしてないのではないかとかの議論も今までされてきた。

【会長】 議論はされてきたということでご了解いただければと思う。ほかにどうでしょう。

【委員】 学校に授業に行くと生徒から自分の性別がどちらか分からないのは異常かと聞かれることがある。性自認は身体の性と違ってもいいということや、その根底になるところを、もっと教育に入れられるといい。従来の性教育や保健の授業の内容と、本当に教えなければいけないことが、ずれているところもある。特に感染症については男女間でなく同性同士の感染が増えている。コロナ禍で感染症が若者の中で増えている。男女はもちろんだがもう少し性別を超えたところでの教育を入れていけるといいのかなと思う。

【会長】 ありがとうございます。

その辺も講評に入れられたらいいかもしれない。では次どうぞ。

【委員】 今回はたたき台ということだが、基本的に実績の内容の紹介だ。話し合った内容がほとんど反映されていない。

1－1の国際的理解の部分では、先進国からだけでなく、様々な国の事情からも学ぶ意義があるという話があったと思う。1－2の性教育の部分では、学習指導要領を超えて、伝えなければならないことがたくさんある。性教育、性行為教育も含めて取り組んでもらいたいという話があったと思う。1－3について、性の多様性についての授業をするなど、しっかり伝えていくことが求められているのではないか。4－1について、令和2年は、男女平等推進登録団体の企画が2個と少ない。コロナ禍で市民がオンラインで頑張ろうとしている。そこを支援することも必要ではないか。

【会長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【委員】 今の話を受けて、次回変更するところがあれば下線を入れていただくと無駄なく話ができると思う。

【会長】 ありがとうございます。まだたたき台なのでこれから手を入れていくことになる。議事が出たことを次回に盛り込んでいってもらいたい。

■議題（4）その他

○日程確認について

第3回は12月20（月）18時～ 市民会館

第4回は2月18日（金）18時～ 市民会館

○第3回ヒアリングについて

地域支援課、高齢者支援課、健康課、子ども育成課